一般社団法人長崎県産業資源循環協会における
令和８年度～令和９年度の労働災害防止計画

1.　はじめに

全国産業資源循環連合会（以下、「連合会」という。）においては、令和５年度からの５年間を期間とする「産業廃棄物処理業における第３次労働災害防止計画（以下、「第３次労働災害防止計画」という。）」を策定し、令和９年に死傷災害 996 人、死亡災害 16 人を下回ることを目標に掲げている。

この目標達成に向けて、当協会では、長崎県内の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査などから、第３次労働災害防止計画の上半期（令和 5 年度～令和 7 年度）の取組結果を点検した上で、同計画の下半期（令和８年度～令和９年度）で実施すべき事項を定め、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとする。

2.　上半期最終年（令和７年）の状況

⑴ 死亡者数
　ゼロ

⑵ 休業４日以上の休業災害数
　18 人

⑶ 経営者トップによる所信表明数
　49 社

⑷ 安全衛生規程を作成している会員数
　35 社

⑸ 労働災害数（墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒）
　17 人

3.　目標

⑴ 令和９年の死亡者数をゼロにする。

⑵ 令和 9 年の休業 4 日以上の死傷者数を平成 24～26 年の実績平均に比して、20%以上減少させる。
（平成 24～26 年の平均 17 人→令和９年１３人以下に）

4.　重点実施事項

⑴ 全ての会員企業において、経営者トップによる所信表明を行う。
⑵ 安全衛生規程を作成している会員企業数を増加させる。
⑶ 当業界において発生数の多い労働災害（墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒）の件数を減少させる。

5. 活動目標

3. の「目標」を達成するために活動目標を次のとおり設定する。

〈重点実施事項〉

⑴ 全ての会員企業において、経営者トップによる所信表明を行う。

⑵ 安全衛生規程を作成した会員企業を令和７年※1 35 社に比して、20%以上増加させる。

⑶ 当業界における発生数の多い労働災害（墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒）の件数を令和７年度※1 17 人に比して、20%以上減少させる。

⑷ 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を令和７年※1 133 社に比して、1%以上増加させる。

⑸ 協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業を令和７年※1 119 社に比して、13%以上増加させる。

⑹ 連合会ホームページで提供している安全衛生情報を認知している会員企業を令和 7 年※1 88 社に比して、20%以上増加させる。

⑺ 法令に基づく安全衛生管理体制を構築している会員企業を令和７年※1 91 社に比して、20%以上増加させる。

⑻ 協会が実施する安全衛生研修会の参加人数を令和 7 年※2 51 社に比して、20%以上増加させる。

⑼ 安全衛生パトロールを実施している会員企業を令和７年※1 65 社に比して、20%以上増加させる。

⑽ ヒヤリ・ハット活動を実施している会員企業を令和 7 年※1 64 社に比して、20%以上増加させる。

⑾ リスクアセスメントを実施している会員企業を令和 7 年※1 45 社に比して、20%以上増加させる。

※1 令和 8 年１月に実施した会員企業における安全衛生活動のアンケート調査（令和７年分）の集計結果の数値

※2 令和 8 年１月に実施した会員企業における安全衛生活動のアンケート調査（令和７年分）の集計結果の数値または安全衛生研修会の参加企業数、参加人数

6.　活動目標を達成するための当協会における取り組み

5.（1）～（11）に示す「活動目標」を達成するために具体的方策は次のとおり設定する。

〈重点実施事項〉

(1) 経営者の意識改革を図る。

① 会長が、労働安全を高めることへの強い意識を宣言し、事業主に対して、安全衛生に係る活動の強化を呼びかける。

② 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」には、労働災害を防止するために事業主が遵守しなければならない事項が網羅されていることから、事業主を対象に「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」を教材とした研修会を開催する

③ 事業主に安全衛生にかかる、問題点や課題等を整理してもらうため、連合会ホームページで公開している「安全衛生チェックリスト」を研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

④ 労働基準監督署と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等の提供により、事業主の安全に対する意識を高める。

⑤ 安全衛生に係る優良な会員企業を表彰する。

(2) 会員企業における安全衛生規程の整備を図る。

① 研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。

② 連合会ホームページで公開している「安全衛生規程作成支援ツール」を周知するとともに、説明会を開催し、使い方を説明する。

③ 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」を教材とした研修会を開催し、安全衛生規程に関する理解を深める。

(3) 当業界において発生数の多い労働災害（墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒）を減少させる。

① 労働基準監督署と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等を研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

② 連合会が提供する労働災害情報について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

③ 作業計画時等におけるリスクアセスメントの確実な実施を呼びかける。

④ ホームページに有用なサイトへのリンクを張る。

（例）

- 厚生労働省 兵庫労働局「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」
  （https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/newpage_00002.html）
- 厚生労働省 栃木労働局「STOP! はさまれ・巻き込まれ災害」
  （https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/content/contents/001016462.pdf）
- 厚生労働省「STOP! 転倒災害プロジェクト」

⑷ 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加を図る。

① ＦＡＸとメールを併用して会員企業へ周知し、回答数増加に努める。
② 会員企業へ回答の協力を繰り返し依頼する。
③ 研修会、協会ホームページ等を通じて協力を呼びかける。
④ 支部組織や青年部を通じて、調査への回答を呼びかける。
⑤ 年１回は安全衛生委員会を開催し、本調査の推進を図る。

⑸ 協会が実施する安全衛生事業の認識を向上させる。

① 当協会が実施する安全衛生事業について、ホームページ、メール等で会員企業への情報提供を行う。
② 会長が、労働安全を高めることへの強い意識を宣言し、理事・会員企業等に対して、安全衛生に係る活動の強化を呼びかける。
③ 労働基準監督署と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等の提供により、事業者の安全に対する意識を高める。
④ 支部会議等を利用して、安全衛生に係る情報伝達、情報交換を実施する。
⑤ 年１回は安全衛生委員会を開催し、安全衛生事業の推進を図る。
⑥ 安全衛生に係る優良な事業場を表彰する。

⑹ 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの認識を向上させる。

① 事業者に対し、連合会のホームページに公開している安全衛生支援ツールを研修会、、ホームページ等を通じて、認識させる。
② ホームページに連合会安全衛生サイト（https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety）へのリンクを張る。
③ 研修会において、「安全衛生規程作成支援ツール」、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。

⑺ 会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。

① 労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会、ホームページ等を通じて周知する。
② 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、支部会議等において説明する。
③ 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、ホームページ等を通じて周知する。

⑻ 安全衛生研修会の会員企業の参加者増加を図る。

① メール・ＦＡＸで会員企業への周知徹底を図る。
② 研修会参加者に対しアンケートを実施する等、参加者からの声を十分に分析し、研修会の実施内容や回数、開催時間等を検討する。
③ 会員企業が取り組んでいる安全衛生事業の情報・資料を収集し、事業場の好事例発表等を通じて、有益な安全衛生情報を提供する。
④ 関係監督官庁（労働局、労働基準監督署等）に講師を依頼し、内容の充実化を図る。

⑼ 会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。

① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、研修会等で説明するほか、ホームページ等を通じて周知する。

② 各企業のトップが関与して安全衛生パトロールを行うことを呼びかける。

⑽ 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。

① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用方法について、理事会、各種委員会で説明するほか、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。

- 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「災害事例」
  （https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html）
- 連合会 安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」
  （https://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html）

③ 会員企業等から「ヒヤリ・ハット事例」を収集し、それを広く情報提供する。

⑾ 会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。

① 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル及び連合会が作成した講義用パワーポイントを活用し、会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた研修会を継続的に実施する。

② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。

- 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」
  （https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html）
- 連合会 安全衛生サイト
  （https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety）